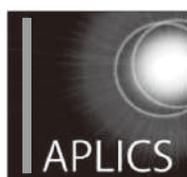


新PL研究 5号

The Journal of New Product Liability
No.5 2020

リコール ……保険の視点から
Recall……from the viewpoint of insurance

中居 芳紀
Yoshinori Nakai



一般社団法人 PL研究学会

Association for Product Liability & Consumer Safety Studies
Since April 1st.2015

aplics.org

リコール … 保険の視点から

中居 芳紀¹

概要: リコール保険は、まだ出来立てホヤホヤの保険です。どのような経緯でリコール保険が誕生したのか、私の損害保険会社時代の記憶をたどり見ていきましょう。

キーワード: リコール リコール保険 生産物賠償責任保険

Recall . . . from the viewpoint of insurance Yoshinori Nakai

Abstract: Recall insurance is emerged recently. This paper aims to give contents and history of the establishment of this insurance based on the knowledge gained through my experience.

Keywords: recall, recall insurance, product liability insurance,

1. リコール保険の誕生

(1) 損害保険は古くからありますが (日本の発売年度)

- ・貨物海上保険 (1879 年)
- ・火災保険 (1887 年)
- ・自動車保険 (1914 年)
 - ▷ 生産物賠償責任保険 (=PL 保険, 1957 年, 昭和 32 年)
 - ▷ リコール保険 (生産物回収費用保険) (2000 年, 平成 12 年)

(2) 保険誕生のキッカケは?

- ▷ PL 保険誕生 2 年前の大事件
 - ・1955 年 (昭和 30 年) 6 月頃から、西日本で皮膚の発疹・色素沈着, 下痢・嘔吐・発熱, 腹部膨満, 肝臓肥大を示す乳児が発生。1 万 3000 人以上の患児が発生し, 130 人以上が死亡。
⇒ **森永ヒ素ミルク事件** (森永乳業徳島工場製造の粉ミルク)

～その 2 年後 PL 保険発売 …しかし PL 保険の普及はあまり進まず

PL 保険 (生産物賠償責任保険) ～生産物の瑕疵などにより, 対人・対物事故が発生した場合の賠償責任を補償します。

(注意すべき免責事項)

- ・正当な理由なく回収等の措置 (リコール) を行わなかった場合に生じた事故
- ・事故の拡大または発生を防止するために講じられた財物の回収・検査・修理・交換その他の措置

・1984 年 (昭和 59 年) 6 月, 熊本名産「辛子レンコン」**食中毒事件** (ボツリヌス菌) が発生。熊本空港売店のお土産を食べた被害者は全国で 36 名, うち 11 名が死亡。製造業者は県内 2 番手の大手でしたが 8 月に倒産。同社は PL 保険未加入のため, 被害者は一切補償を受けられず放置されました。

事件後, 共済を扱っている食品衛生協会でも普及率の低さが問題視されました。

この事件の直後, 当時勤務していた保険会社

の熊本支店に問い合わせました。支店営業課長は「昨年、PL保険普及のプロジェクトで同社にアプローチしました。保険未加入というので、お見積もりを出したのですが、“今まで食中毒を出したことはない。こんな保険は無駄だ”と断られたのです」と話してくれました。

～PL保険普及が進んだのは

- ・1995年7月、PL法の施行。同時に経済3団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会）団体制度＝中小企業PL保険制度が誕生し、急速に普及が進みました。

普及した要因の1つは、流通からの厳しいチェックもあったように思われます。当時「PL保険に加入したいから来てくれ」と保険会社に電話をいただき訪問すると、「取引先の手スーパーから“PL保険に加入しているか？”とチェックされ、保険に加入していないと取引できないのでね…」と語る中小メーカーを多数目撃しました。

※中小企業PL保険制度も2020年6月に終了。商工会議所等の「ビジネス総合保険制度」に統合されました

▷リコール保険誕生のキッカケとなった大事件

※東京海上では1990年、取引先大手企業の要望で「生産物回収費用保険」を開発しましたが、一般企業向け販売はしていません。

・2000年6月27日、**雪印乳業大阪工場出荷の乳飲料で食中毒事件発生**。黄色ブドウ球菌の毒素により1万3000人以上が発症。衛生管理面で最先端企業と思われていた雪印で発生した集団食中毒事件は、全国の消費者に食品メーカーへの不信感を招きました。この年は、その後も食品業界で異物混入事件が相次ぎ、リコールが全国で多発しました。

中小の食品メーカーの中には、風評（「黒カビ付着」の風評）でリコールを強いられ、結果倒産に追い込まれる企業も出てきました。

保険会社の営業現場から、商品開発部門に対し、PLリスク以上に企業にとって怖いリコールをカバーする保険を早く開発して欲しい、と声を上げました。

⇒2000年9月、食品リコール保険発売

（当時「生産物汚染保険」（東京海上）や「生産物品質保険」（AIU）などの名称も使われていました）

2. 相次ぐリコール事件と保険の改訂（東京海上日動の商品を中心に）

- ①食品リコール保険（2000年9月）発売、約款は「生産物回収費用保険普通保険約款」
～リコール事故についての正確な統計的データの無い中で商品化したため、「保険料が少々割高では？」と感じながら発売しましたが、初年度大手菓子メーカーのリコールもあり、大赤字の決算（東京海上）でした。

↓ ↓
↓ ↓

- ②新・食品リコール保険に改訂（2006年6月改訂）
 - ・改訂の背景：残留農薬の問題で、食品衛生法が改正（**残留農薬のポジティブリスト制度**）。2006年5月29日施行。

【保険の概要】～この保険は、食品（添加物、包装紙、缶・ビン等容器を含む）によって健康被害が発生し、または発生のおそれがある場合に、その被害発生・拡大の防止を目的としてリコール（回収、検査、廃棄等の措置）を実施することによって、被保険者が支出する諸費用をてん補する保険です。
※対象となる食品：契約始期日から1年前の始期応当日以降に出荷された食品

- ・当時、鹿児島製の製茶メーカーをこの保険の案内で訪問すると、いきなり役員応接室に通され保険料見積もりを依頼されました。残留農薬を心配している企業が多いことを、教えられました。
- ・この時期、**中国製冷凍餃子中毒事件**（2007年12月～2008年1月）がマスコミを賑わせ、リコール保険が食品業界に注目されました。

- ③中小企業PL保険制度に「リコール費用担保特約」が付帯（2007年7月から）

→食品に限定されていたリコール保険の対象が、日用品にまで拡大されました。

・特約誕生の背景：**パロマ湯沸器死亡事故**で、2006年8月28日付で経済産業省から回収命令が出されました。

また2006年3月、家庭用シュレッダーによる**幼児の指先切断事故**があり、消費生活用品安全法が2006年12月に改正され、2007年5月14日か

ら施行されました。製品の重大事故の報告義務が企業に課されました。

▷リコール費用担保特約スタート当初の補償内容が「限定補償」だったため、この特約は企業には不人気。食品業界には、食品リコール保険が歓迎されました。

【限定補償リコール特約】～保険の支払対象となるリコールは、他人の生命・身体・財物に関し、以下(a)～(d)の事故（重大事故）が実際に発生した場合に限ります。

- (a) 死亡・後遺障害 (b) 治療期間が 30 日以上となる傷害・疾病
(c) 一酸化炭素中毒 (d) 火災による財物の焼損

・訪問先の多くのメーカーの担当者が悩んでいたのが、PL 事故（対人事故・対物事故）の発生はなくても、異物混入、表示の誤記載等でリコールが発生した場合にかかる多額の費用のことでした。

④日用品リコール保険（定型タイプ）発売（2010年7月）

～支払対象となるリコールは、・・・日用品（おまけ、包装紙、容器を含む）によって対人・対物事故が発生し、または発生のおそれがある場合に、その被害の発生・拡大の防止を目的としてリコール（回収、検査、廃棄等の措置）を実施することによって被保険者が支出する諸費用を補償する保険です。

⑤リコール保険（食品リコール保険+日用品リコール保険の統合）発売（2011年4月）

～次のリコールが補償の対象となります。
・対人・対物事故の発生またはそのおそれがあるために実施するリコール
・法令の規定に基づき、対人・対物事故のおそれがあるとみなして実施するリコール
・日付・期間にかんして、対人・対物事故のおそれがなくても実施するリコール

※中小企業 PL 保険制度の「リコール費用担保特約」の補償内容も拡大されました。

【充実補償リコール特約】～支払対象となるリコールは、・・・対人・対物事故が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれがある生産物に対して実施される場合も対象となります。

【中小企業 PL 保険制度リコール費用担保特約の保険料に見る業種のリスク】

～商品により、保険料が驚くほど異なります。昔、関西の中小化粧品メーカーに保険料の高さを嘆かれました。

〔充実補償リコール特約、支払限度額 1 億円・免責金額ナシ〕(2018 年度版保険料)
売上高 100 万円あたりの年間保険料
(売上高 2 億円以上から低減式適用)

- ・食品製造業：956 円
- ・化粧品製造：8,848 円
- ・石鹼・洗剤製造：1,474 円
- ・家庭用電気機械・器具製造：5,690 円
- ・繊維製品製造：590 円
- ・医薬品製造：6,600 円
- ・小児用玩具・遊戯具製造：1,486 円
- ・スポーツ用品製造：3,711 円
- ・生活用品（文具、食器、時計等）製造：590 円

3. 現在のリコール保険の概要（東京海上日動の商品の場合）

〔基本補償〕 下記のいずれかのリコールにより、被保険者がリコール費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする補償です。

・対人・対物事故の発生またはそのおそれが生じた生産物
・法令の規定に基づき、製造・販売が禁止されている生産物
・品質保持期間の表示漏れ・誤りがある生産物
・食品・医薬品への異物混入またはそのおそれがある

※回収決定日以降、1 年以内にリコール費用を負担することによって被る損害が補償の対象となります。

▷保険金支払いの対象となるのは、下記のいずれかによりリコールが客観的に明らかになった場合に限りです。

- ・行政庁に対する届出または報告等
- ・新聞・テレビ等による社告
- ・回収等の実施についての行政庁の命令

[主な免責事項 (抜粋)]

- ・生産物の自然の消耗, 蒸れ, かび, 腐敗等
- ・品質保持期限を定めている生産物の同期限経過後の品質劣化等
- ・生産物の修理のかし
- ・BSE もしくは「感染症の予防…法律」に規定された感染症, またはそのおそれ
- ・記名被保険者の故意・重過失により発生した表示漏れ, 表示誤り …など

[保険金支払いの対象となるリコール費用]

- ・リコール費用のうち「在庫品廃棄関連費用」「コンサルティング費用」は 100%, それ以外の費用については 90%の縮小支払となります。

- ① 新聞・テレビ等による社告費用
- ② 通信費用
- ③ 瑕疵の有無の確認費用
- ④ 回収生産物の修理費用
- ⑤ 代替品の製造原価・仕入原価
- ⑥ 回収生産物と引換えに返還する対価
- ⑦ 回収生産物・代替品の輸送費用
- ⑧ 回収生産物一時保管の倉庫・施設の賃借費用
- ⑨ 回収実施により生じた超過人件費
- ⑩ 回収等により生じる出張費・宿泊費
- ⑪ 回収生産物の廃棄費用
- ⑫ 信頼回復広告費用
- ⑬ 在庫品廃棄関連費用
- ⑭ コンサルティング費用

~どうでしょう?まだ現実の事件で対応不十分
なところがあれば, 保険を改良していきましょう

新 PL 研究

The Journal of New Product Liability

第 5 号 2020 年 7 月 17 日

編集 一般社団法人 PL 研究学会 学会誌編集委員会

発行 一般社団法人 PL 研究学会

本 部 〒173-0013 東京都板橋区氷川町47-4

アビタシオンK 1F(TDN内)

事務局 〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町35-28

電話:050-6865-5180 FAX:022-247-8042

©2020 一般社団法人 PL 研究学会

複写複製

転記転載 禁止：本誌を複写する場合は，当研究学会の許諾を受けて下さい。